

議事録

平成 20 年度第 1 回奈良県障害者施策推進協議会

平成 20 年度 7 月 23 日(水)10:00～

於 奈良県庁本庁 5 階第一会議室

協議会出席者

・出席委員

井岡委員、杉村委員、狭間委員、八木委員、辰己委員、長谷川委員、松本委員、阪口委員、品川委員、榊原委員、奥田委員、熊谷委員、植村委員

・事務局

稲山福祉部長

障害福祉課 古市課長、森川課長補佐、井勝係長、赤星主査、松原主査、坂尻主事

健康増進課 村田主査、網元主査

【事務局（井勝係長）】

- ・ 只今より平成 20 年度第 1 回奈良県障害者施策推進協議会を開催させていただきたいと思えます。本日は皆様大変お忙しいところ、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。
- ・ それでは議事に先立ちまして、奈良県福祉部稲山部長よりご挨拶を申し上げます。

【稲山福祉部長】

- ・ おはようございます。稲山です。ご出席いただきまして、本当にありがとうございます。本日はよろしくお願いします。
- ・ ご挨拶の前にご報告させていただきたいのですが、すでにご存知いただいているかと思いますが、昨日広陵町での家具製造会社での従業員の年金横領、賃金不払い事件の奈良地裁の判決が出ました。今日の新聞にも出ておりますので、ご覧いただいているかと思います。これは、広陵町の家具製造会社で住み込みで働いておられる知的障害者 11 人の年金を、会社が横領し会社の運転資金に回していた、という事件でございます。この事件の判決が昨日出ました。県ではこの事件を契機といたしまして、県内の知的障害者が住み込みで働いておられる 11 事業所に対しまして、ハローワークと障害者就業・生活支援センターで連携いたしまして、訪問をし、実際に働いておられるところの生活実態などの調査をさせていただきました。今後も定期的に調査をさせてもらおうと、進めているところであります。
- ・ もうひとつは、通帳の管理というのが、ひとつ問題になっております。これをどうするかということが大きな問題でありまして、なかなか簡単にこうしようと決められないところもございまして、現在、自立支援協議会就労教育部会で検討を進めているところであります。ま

だこちらの方は結論が出ていませんけれども、早急に検討結果を出したいという風に考えております。ご挨拶の前に、こういう形になりましたけれども、まず報告をさせていただきたいと思います。

- ・ 今日はいくつかの議題をご用意させていただいております。障害者自立支援法が平成18年度に施行されてちょうど3年目になります。この自立支援法に基づきまして、奈良県障害福祉計画を策定しております。この福祉計画は3年を1期とする計画でありまして、本年度がその1期の最終年度になります。ということで、今日はその進捗状況をご報告させていただくということ。そして、次の3年間の計画を作る必要がございます。それにつきまして、事務局から説明をさせていただきたいと思っております。
- ・ そしてもうひとつ、県の方から報告させていただきたいと思っておりますのが、資料4になりますが、県庁も事業所の一つであるという立場から、障害者の雇用を促進していこうということで、障害者就労支援実行計画というものを作っております。これは、今申しあげましたが、障害者の雇用の促進を図るということと、あわせて就労の支援をしていこう、というものです。そのために県として何ができるのかということ、総務部から土木部までほぼ網羅した形で各部局から参加をいただきまして、検討しているところであります。後ほど、現時点での、中間報告と言う形で報告をさせていただきたいと思っております。
- ・ 本日はこういったことにつきましてご報告させていただき、ご議論いただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局（井勝係長）】

- ・ それでは先に事務局より、お手元に配付しております資料について確認をさせていただきます。本日の資料、大きく2つの綴じからなっております。1つは次第で始まっておりますA4のもの、それからもう1つ、議題1で使用しますけれども、長期計画2005の19年度実施状況についてということで、A3の大きなもの。資料の下のページ番号は通し番号で打っておりますので、このA3の資料も3ページから始まっております。この2種類の資料で、本日議事の方を進めさせていただきます。みなさまお手元にありますでしょうか。
- ・ それでは、ここから先の議事につきましては、杉村会長に進行をお願いしたいと思います。杉村会長、よろしくお願いいたします。

【杉村会長】

- ・ まず始めに、本日の欠席議員でございますが、桐野委員と山下委員の2名でございます。
- ・ それでは本日の議題に入ります。議題の1でございますが、奈良県障害者長期計画2005の19年度実施について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（古市課長）】

- ・ おはようございます。障害福祉課の古市と申します。どうぞよろしくお願いします。座って説明させていただきます。奈良県障害者長期計画 2005 は、2005 年から 10 年間を対象とした計画でございますけれども、この計画につきましては、5 つの分野別施策の方向を定めておりまして、その施策を推進しているところでございます。今日は時間の関係もございまして、項目をピックアップして、実施状況を説明させていただきたいと思います。

議題 1 「奈良県障害者長期計画 2005 の 19 年度実施状況について」

資料 1 p.3～21 「奈良県障害者長期計画 2005 分野別施策の実施状況について」

資料 2 p.22 「奈良県障害者長期計画 2005 数値目標の進捗状況」

以上を用いて説明

【杉村会長】

- ・ 資料、たくさんありましたけれど、ただいまの事務局の説明に対して、委員の皆さん、ご意見・ご質問等お願いします。

【八木委員】

- ・ 事務局の方にお尋ねしたい。14 ページの「福祉のまちづくりの推進」という項目で、「福祉のまちづくり条例の規定に基づく指導助言を行うとともに～」という部分があります。その 20 年度の取り組みの中で、「条例趣旨の周知啓発を進め、県内における推進気運を醸成します。」と書かれておりますが、具体的にどのようなことをなされているのかお尋ねしたいと思います。
- ・ というのは、福祉のまちづくりで「誰もが使えるトイレ」が増えてきているが、最近「誰でも使える」ということで、子どもさんをつれた方がたくさん使われるようになりました。そうすると、色んな人から聞くのですが、例えば車いすの者が行くと、「並んでいるんだから、あなたもここへ並びなさいよ。」と順番制をよく言われるんです。昔は車いすで使えるトイレがなかったものですから、フリーのトイレを設置して欲しいと言うことで、(整備が)進んできたわけですね。そうした中で、バリアフリーではなくユニバーサルにしてはどうかと、最初からみんなが使えるようにすればいいじゃないかと、そういう流れですが、現状としては、いわゆる「誰でも使える」ということで、「車いす専用」と書いていないんですね。絵のマークで、お年寄りの人とか、子どもさんを連れたお母さんの絵ですとか、車いすとか、そういう風に書かれているものですから、「誰が使っても良いじゃないか」という言い方をされるようになってきているんです。
- ・ なので、このまちづくりの条例の中で、誰でも使えるようにすることは別に問題ないのですが、もし誰でも使えるようになっていくなれば、例えば条例の中で設置個数を設けるといったことが必要ではないでしょうか。車いすの場合そこしか使えないものですから。その辺りのことで、「周知啓発をしている」ということですが、具体的にどのような形でしておられ

るのかお尋ねしたい。

【事務局（古市課長）】

- ・ 「住みよい福祉のまちづくり条例」の関係ですけれども、具体的にどのような取り組みかは分かりかねるのですが、おそらく市町村等の催し等において、そういうお話をされている等ではないかと思います。具体的に確認させていただいて、またご連絡させていただきたいと思います。
- ・ そして、先ほど言われましたように、「誰でも使えるトイレ」とするなら、設置個数を規定すべきではないか、というご意見については、担当課にお伝えさせていただきたいと思います。

【松本委員】

- ・ 今トイレの問題が出てきましたので、16 ページをお願いします。
- ・ 私達は肢体不自由児者父母の会ですが、重い・歩けない障害の子ども達がほとんどです。「誰もが使いやすいトイレ」で、多目的トイレが多くの駅にできてくことは大変嬉しいことだと思っております。ですが残念なことに、ここでもオストメイトとその次にベビーベッド等と書いていただいているのですが、大人になった、歩けない全介助の必要な人たちのおむつ交換や、下着の上げ下げに、ベビーベッドでは使えないのです。
- ・ どこでも言っているのですが、これを折りたたみベッドに替えてほしい。そうでないと、私達障害のある人たちの中には、まだ敷物を持って歩いている人もおりますので、その点をお願いしたいと思います。徐々にベビーベッドではなくて折りたたみベッドが増えてきているんですが、やっぱりここでもしっかり申し上げさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。私も障害があるので新しい多目的トイレができると見せていただきますが、ベビーベッドしかないのがつくりくるんです。それが私たちの現実ですので、重い障害のある人のことも、わかっていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局（古市課長）】

- ・ ついベビーベッドがあればいいのかと思いがちですが、大人が使える折りたたみベッドが必要だということも、関係部局にご相談させていただきたいと思います。

【長谷川委員】

- ・ 奈良県聴覚者協会理事長の長谷川と申します。よろしくお願いいたします。
- ・ 障害者長期計画の実施状況について説明いただきましたが、正直なことを言いますと残念に思います。障害には色々な障害があるわけです。肢体障害、内部障害、視覚障害、聴覚障害、知的障害、精神障害といった色々な障害があるわけですが、特に聴覚障害に対する実施状況が、全くと言っていいほど過去3年間進展していない状況だと思って、残念に思っているわ

けです。

- ・ つまり、19年度の決算、20年度の予算、福祉関連に関するトータルな予算を見ますと、聴覚障害者の予算、視覚障害者に関連する予算を、それぞれ障害種別に試算してみますと、一人あたりの予算額というのが、聴覚障害が一番低い金額になっているかと思います。他の障害の方々と比べると、一人あたりの予算が10分の1の予算になっていると思うんです。
- ・ 例えば知的障害の方になりますと、共同作業所の補助金があったりするだとか、肢体障害の方になりますと物理的な物の整備であったりとかあるわけですが、視覚障害については10分の1程度の予算額でしかないということになって、不公平感が感じられるわけです。今後どのように取り組まれていこうとお考えなのか、聞かせていただきたい。

【事務局（古市課長）】

- ・ 聴覚障害、視覚障害などの障害種別によって特別区別等はしておりませんし、障害者自立支援法も三障害一元と、障害の種別に関わらず施策を推進すべき、ということでございますので、そういう観点から施策を進めていきたいと考えております。

【長谷川委員】

- ・ 障害の種別を考えないのは少しおかしいと思います。医学的・物理的なことを考えますと、明らかに違ってくると思うんです。それぞれに応じた計画をしなければならない。全く関係なく進められるものではないと考えていますので、もう少し学習を深めていただけたらありがたいです。

【事務局（古市課長）】

- ・ それぞれ障害の状態というのはよくわかります。けれども、予算について、区別するとか、そういう意味を最初から持っているわけではないということで、申し添えたいと思います。

【奥田委員】

- ・ 精神の関係で、6ページの「退院可能な精神障害者の退院を促進するために、施策を充実する」という計画について、実施内容が書かれているんですが、19年度は難病患者についての実施内容が書かれており、20年度は市町村が実施主体であると書かれているが、障害者の退院促進は県が実施主体ではないのでしょうか。
- ・ また、具体的に19年度はどのような施策を講じてきて、結果がどうだったのかが、全く内容的にちぐはぐな内容になっていると思うのですが、いかがなものでしょうか。
- ・ それから、14ページの精神科救急医療体制の問題ですが、これも具体的にはあまり触れられていませんが、要は救急医療センターを設置していただきました。そして、県立医大に30床の病床が増設されたというように伺っています。問題は、担当課ともお願いをしているのですが、救急の場合、センターで受け付けていただいて、民間の病院に振り分けられ

るというのが、救急の場合、特に精神の場合は大変なのです。精神状況が厳しくなっておりまして、その時に状況を説明して、その上民間の輪番制の病院に搬送しなければならないという現状になっております。ぜひ20年度計画の中では、30床の増床した病室が看護師不足で使われていないという風に伺っておりますが、医大で救急状態の時は受け入れて、翌日民間病院に送るなりしていただきたい。とりあえずは医大に連れて行けばなんとかなるという状況にしていきたいという思いを持っております。

- ・ その点で、医療の関係、救急の関係でもう少し整理して頂いていたらよかったのではないかと考えております。以上です。

【事務局（村田主査）】

- ・ 健康増進課、村田です。6ページの方ですが、おそらく項目がずれてミスプリントになっていまして、精神の退院促進のことを表している表現ではございませんので、もう一度確認をしたいと思っております。
- ・ 19年度は退院促進支援事業に取り組んでおりまして、対象の方が23人という形で事業を実施させていただきました。トータル的には退院促進支援事業だけではないのですが、昨年6月末までに、県内の精神科病人の入院者なんですが、概算ということになるんですが、約2400人台ということで、前年度比で60人程度減少しております。ただ、マクロ的に見ますと、在院期間別にどれだけ入院者がいるかということを、毎年進捗管理の中でしていますが、入院1年未満の方、ですので新規入院をされるという方が大半なんですが、新規入院がかなり減少しております。それから入院5年以上の方も減少しています。残念ながらその間の、1年から5年の間入院されている方が増加の傾向にあるということになっています。マクロ的な把握ですので、ざくっとした分析しかできていないんですが、ずいぶんこの間に精神科のクリニック等が増えてきているということと、精神障害者の日中活動の場も徐々に増えてきているということで、従来入院しか選択肢がなかったという方が、ある程度外来や精神障害者を支える日中活動などにより、入院せずに支えられるようになってきているのではないのでしょうか。5年以上入院という方につきましては、引き続き10年、20年以上入院をされているという方が多くございまして、年齢の山からいくと、65歳を超えてしまっているという部分もありまして、介護老人ホームも含めて、退院を進めてきている状況ではないかと考えております。
- ・ 特に1年～5年の間の入院の方をいかに長期入院させないかという施策の展開を考えており、20年度の取り組みとしましては、昨年度まで実施いたしておりました精神障害者退院促進支援事業に加えて、精神障害者地域移行特別対策事業を新規で実施しようと思っております。まだ委託までは進んでいないのですが、特段この事業を中和圏域で実施していきまして、これは退院に結びつけるのではなく、これまで退院促進支援事業の課題にもなっていたところですが、せっかく退院をされた方もその後再発で再入院となるケースもあり、退院をされた方の地域定着をいかに進めていくかということで、この事業はどちらかといいますと、地

域において退院をされた方を受け入れた後に、各関係機関がネットワークを組んで、比較的退院後長期で支援を続けていくという事業で、相談支援事業所等あるのですが、相談支援事業を強化するという側面を持った事業で、これを今年度展開していくことを考えています。

- ・そして救急医療についてなんですが、奥田委員ご指摘のとおり医大が 30 床増床ということで、その分救急の稼働というところで、精神科救急の展開を考えていたんですが、残念ながら看護師不足が現時点でも解消されておりません。ですので、現在は 80 床で稼働ということになっております。看護師の確保を関係課と含めて、早急に人員を充足していただくよう、要望をしていきたいと考えております。

【榊原委員】

- ・ この資料に書かれている言葉の下には、色々な取り組みがなされていることと考えています。なので、この表面を見ての判断となります。いつも思うことですが、先日、刑務所刑務官が施設に来られ、研修をして帰られた。刑務所が知的障害にとって大人気だそうです。かなりの知的障害者の方がおられる、と。悩みを聞いていると、施設と一緒に、トイレに物を流して詰まらせて困らせる、病気のふりをして優しくしてもらおうとする、自分の方に注意を向けようとするといった形です。刑務所というのは支援の場ではないですが、そういう支援というものが無いと、更正にも受刑者の精神安定にもつながらないということで来られました。
- ・ 今、これを見せていただいて、「地域移行のための取り組み」というのがありますが、その中でどんどん入所施設の削減をあげられておられるが、本当に入所施設を減らしたときに、増やせとは言いませんが、じゃあ刑務所が入所の受け皿になるのかということ。また入所には更生も授産もあります。この授産入所の場合、どちらかというと「生保」の趣の方が高いのかと思っております。授産施設は生保もあります。それから犯罪の方も更生保護としてあります。この中で、今後 5 年以内に障害者入所授産だけがなくなっていくますが、地域で働いている人たちが職を失った場合、給料を失った場合、その時のセーフティーネットがこのままでは整備されていないのではないのか。もし入所授産があれば、すぐに入所授産という中で、すぐに仕事をしながら、生活と職というものを一緒になって救済でき、社会に帰れる。就労する方が増えれば増えるほど、こういった状況は多くなってくる。そのために、一般的には様々な形で生保、セーフティーネットが張られているわけだが、知的の場合はなくなってしまうわけです。
- ・ 自立支援法の利用者は 44 万人が利用していると言われていますが、そのうち 23 万人が知的障害。この約半数を占める人が、それだけの支援がなければ、地域で暮らせないのでないのかと思っております。その時に、入所施設の削減というサービスの再構築の中に、入所施設からの地域移行のための取り組みの他に、入所施設の機能の強化（が必要ではないでしょうか）。決してハコ数を増やせと言っているわけではないんです。機能の強化と言うとやはり、地域生活という小さな単位になればなるほど特に重要となるのがまわりとのヒート関係。ヒートアップしてしまって、そのことがとんでもない問題になってしまうことがある。そうい

った形での短期入所の需要はかなり高まっております。それから残念なことながら、以前入所施設にもなかなか入れなかった重度の方達。この方達が新たなニーズとして、これは身体だけではなく知的で相当重度の方達ですが、こういうニーズがありながら、諦めていた人たちの、入所施設への期待が高まっている。親が元気な間はなんとかという思いで子どもを支えておられた方の入所施設へのニーズが高まっている。それから就労とか社会性をつけるための自活訓練、自立訓練の必要性が高まっておりますけれど、新しい制度で自立訓練は入所利用できませんので、短期入所等とのからみの中での対策強化を図らねばなりません。それから犯罪更生施設に至る以前の対策も（重要です）。我々の施設でも相当犯罪を犯した人がいらっしやいます。やはり刑務所に行って帰ってこられた方を見ますと、他の知的障害者の方と全然違っている。一番違うのは知的障害者の特徴として直線的な理解をしますので、誰の言うことだけを聞けばその下の人の言うことは聞かなくてもよいというような認識の仕方をして帰ってきますので、社会参加が難しくなります。なんとかそうならないための、入所型の機能強化の具体的な取り組みがあればと思っている。

- ・ それから通所に関して、新体系移行の中で、生活介護がずいぶん増えております。通所はこれまでわりと授産が多かったんですけど、働いてというところが、生活介護に移行することで、就労施策、つまり就労重視でありながら、就労から外れているというケースが出てくる。単に一般就労というだけでなく、施設就労ということも含めた強化というものがあればと考えております。
- ・ 奈良県では月額 **25000 円** という **B 型** の賃金目標を設定しておられ、我々も努力しておりますが、私の施設でしたら、全て合わせて就労をしている方がだいたい **100 名** おられます。そうすると、1 年で給料だけで **3000 万円** が必要ということになります。そうしますと年間売り上げは **9000 万**、だいたい給料の **3 倍** ないと給料が払えませんので、**100 人** で **9000 万**、あるいは **1 億円** ほどの売り上げがあって、**25000 円** という給料が可能になってきますのそのような数字から割り戻した施策が必要です。県の内部で色々作ってくださっているということですけど、その辺りの数値的な強化策が出てくれば、我々も現場でもっと活動的な方向が見えてくるのではないかと考えております。

【事務局（森川課長補佐）】

- ・ 障害福祉課の森川です。いつもお世話になります。榊原委員からはいつも地域生活にあたっての触法の問題や、地域生活の困難性について意見を伺っております。県としては、やはり地域移行、地域生活を支援という基本的な考え方を持っておりますが、地域で安心して生活するためには施設との強い連携ということも充分に必要なこと。施設が持っている機能を、うまく連携しながら、地域で安心して生活していくと、そういう取り組みを今後も、そういう観点から地域移行を進めていきたいと思っております。
- ・ そして、通所の知的就労の工賃の問題ですが、ご指摘の通り、平成 **23 年度** の目標として現在の約 **2.5 倍** の **25000 円** に持って行こうと言うことで、目標としてはかなりハードルの高い

数字を掲げておりますけれど、県としては、できるだけ色々な取り組みを、知恵を拾いながら、施設の方と連携を図りながら、どういうことをすれば工賃に結びつくのかということ今後も積極的に進めていきたいとおもっておりますので、ご理解よろしくお願いします。

【阪口委員】

- ・ 育成会の阪口と申します。いつもお世話になっております。
- ・ 今、榊原委員からお話があったということで、昨日私達の会でも若いお母さん方とお話をさせていただいておりましたら、自分の子どもが親亡き後どこに住むのかというのが一番大きな議題であがっておりました。そこで本日、資料の 6 ページですが、グループホーム、ケアホームの数 73 箇所、定員 412 名、福祉ホーム数 3 箇所という風に載っているんですが、例えばこの資料の中の表示の仕方が、知的ではケアホームに何人おられるとか示して欲しい。ホームページも見させていただいていますが、親切さがないので、なかなかここに出てきた数字で実際今どれだけの人がグループホーム、ケアホームに入っておられるのかがわかりづらい。それゆえに、会員さんへの周知もしづらい。ホームページの拡充というところで、グループホーム、ケアホームの細かい数値も載せていただければありがたい。
- ・ 4 ページでニューズレター「圏域マネージャーなる」が 19 年度は情報提供を図りましたということだったんですが、20 年度はとりやめになっています。こういうニューズレター開示されればもっと情報を把握しやすかったかと思う。県のホームページを見せていただく中で、圏域情報ホームページを設置しましたということですが、内容的に見たらどうということもないところもありますので、もう少し内容の充実を図っていただきたい。

【事務局（森川課長補佐）】

- ・ 県の施策の取り組みを県民の皆様にご覧いただくということは非常に重要なことだと思っております。現在の障害福祉サービスの設置状況、定員の状況の情報についても、できるだけわかりやすい形で整理をしていく必要を感じております。
- ・ ニューズレター「圏域マネージャーなる」は 19 年度に取り組んで、20 年度はそのような名前は廃止して、発展的に圏域情報ホームページという形で、我々としてはよりわかりやすく圏域の情報を皆様にご覧いただくということで、内容を改善したつもりです。今後委員の皆様のご意見を聞いて、より分かりやすい形でホームページに掲載していきたいと考えておりますので、またよろしくお願いします。

【榊原委員】

- ・ 人材育成ということが目標にあげられておりましたけれど、育成する前に人材が来ないんです。この計画の場合数値をあげていっても、それを支える人材がいらないということです。この 4 月に、何校かまた京阪奈等の介護系の学校が閉鎖をしていく状況にあります。自立支援法、あるいは介護になって、この業界、職種から人材がどんどん離れている状況にあります。

ぜひ県の方でも、福祉人材の募集の啓蒙運動、そういうものをどこかに入れていただきたいと思っております。数値を上げてそれを支える人材がいなければ回っていかない労働の、再生産がきかないという構造におちいりつつあります。

- ・ それから阪口さんがグループホーム、ケアホームのことをおっしゃられましたが、今どこを見ても「住まいの場」と言うことが出てくるが、親御さんが望んでおられるのは、「住まう」ということの安心だと私はいつも感じているところです。「住まいの場」というのはどちらかというとはコを指しますので、その辺りの支援のことで親御さんはだいぶ心配しておられるなど感じておりますので、そういうところで安心感のある施策を唱えていければ、と思います。

【松本委員】

- ・ 時間もおしてきておりますので、先に議題の 2 と 3 を説明していただいてからの方がより明確になってくるのではないのでしょうか。例えばグループホーム、ケアホームの数も、議題の 2 で具体的に出てくるのではないかと思うのですが。

【杉村会長】

- ・ 今のご意見のようなやり方でよろしいでしょうか。議題の 1 でだいぶ時間を取りましたので。それでは事務局の方で、議題の 2 と 3 を続けて説明をお願いします。

【事務局（古市課長）】

- ・ よろしく申し上げます。

議題 2 「奈良県障害福祉計画（第一期）」の実施状況について

議題 3 「奈良県障害福祉計画（第二期）」の策定について

資料 3 p.23～25 「奈良県障害福祉計画 サービス見込量の進捗状況」

資料 4 p.26 「障害福祉計画（第 2 期）の策定について（案）」

資料 5 p.27 「障害福祉計画（第 2 期計画）の策定イメージ（案）」

資料 6 p.28 「平成 20 年度障害福祉計画（第 2 期計画）策定スケジュール（案）」

以上を用いて説明

【杉村会長】

- ・ 事務局の説明について、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。

【奥田委員】

- ・ 精神の関係は、8 割か 9 割と言われますが、いずれにしても報告にあったようなサービスの利用ができない障害者が多いんです。新規の第二期計画で、本人のニーズ調査という風に言

われておりますが、施設とつながっていない方のニーズをどのようにして調査するのか。これは家族会や、あるいは PSW 協会とも色々と相談しているが、家族、または当事者が精神障害を表に出していないんです。そういう人たちのニーズをどのように調査するのが悩みの種なんです。第二期計画にはニーズ調査をして計画を作る、ということは、言うのは簡単だが、その調査を委託したところで、業者に出来る物でもないと思う。いずれにしても、なんとかして施設と繋がっていない人達の、病院に閉じこめているか、あるいは家に閉じこまっているかはわからないが、そういう状況の中でなんとかしなければということは、私たちも思いとして持っている。その点で、具体的に半年あまりでどのようにニーズ調査が進んでいくのか、私たちも協力させていただきますので、ぜひとも具体的な調査を出来る方法を探っていただきたいと、申しあげておきます。

【事務局（古市課長）】

- ・ 個々具体的な話、なかなかわからない面もありますので、奥田委員からご提案いただきましたように、色々ご協力いただいて、お話を聞かせていただきたいと思います。基本的には地域のケア会議であるとか、市町村や圏域マネージャーを通じてのニーズ把握もしていくつもりですが、具体的な話になるとそこまではできないかもしれませんので、今日ご出席の各委員さんのお話も聞きながら、ニーズ把握に努めていきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【長谷川委員】

- ・ 生活介護の自立訓練など色々とありますが、聴覚障害者として利用しにくい。何故かと聞いてみますと、コミュニケーションができないから利用しないと、あきらめる人が多い。家にいることでやむを得ないという人が多いので、コミュニケーションサポーターについての具体的な取り組みについて記載されていないが、その辺りを県としてはどのように考えられるのかをお教え願いたい。
- ・ 寝たきりの聴覚障害の方は、ホームヘルパーを申請しても、ヘルパーさんが来たときに口で言われると全く分からない。聴覚障害の方が手話で話をして、そこで話が通じないので、利用をやめてあきらめてしまうという現状があるんです。

【事務局（森川課長補佐）】

- ・ この問題について、具体的には計画の中には記載はしておりません。非常に難しい問題だと思っています。ただ、地域生活支援事業の中にコミュニケーション支援事業という制度があります。長谷川委員がおっしゃったように、寝たきりの聴覚障害者の方の所に、ホームヘルパーが来られたときに、どのような方法でコミュニケーションを図るのかについては、今後の課題として研究していきたいと思っています。
- ・ 非常に様々なパターン、ケースがあらうかと思います。地域でそれぞれ困ったときに、相談

支援事業所というのがございますので、相談支援事業所の方々と連携を図りながら、色々なケースをご議論いただいて、地域の課題として地域自立支援協議会等に挙げて、課題を整理し、どんどん上の方にその課題を挙げていくのも一つの方法かと思っておりますので、よろしくお願いします。

【松本委員】

- ・ 奈良県の障害者計画を実際にやっていくのが福祉計画かなとは思いますが、ここで私たちの会に持ち帰った場合に、地域自立支援協議会に私たちのニーズをあげていこうよ、と話しているんですが、今回イメージ図を見せていただくと、最初にこれはニーズ調査が入ってくるんですか？そして、ケア会議にかけてから自立支援協議会にいくような、流れと読み取るのですが、私は自立支援協議会一つでやっていくのかと思っていたら、ケア会議もでてくるし、調査も出てくるので、私たちは会員にどのように周知したらよいのか、教えていただきたいと思うのですが。

【事務局（森川課長補佐）】

- ・ 地域の課題というのは、自立支援協議会で議論してもなかなか具体的な課題についてはわかりにくく思います。今回、障害福祉計画の策定にあたっては、地域には色々なニーズもった方、悩みをもった方がおられます。それらの方々に、全ての方々に回るのは非常に難しいと思いますが、市町村の職員と相談支援事業所の職員とがチームを組んで、必要な方には直接家庭訪問を行い、今困っていること、今必要としていること等の聞き取りする。そうやって複数の家庭を訪問することによって、地域の共通の課題が出てくるであろうと考えています。その共通の課題を整理して、地域自立支援協議会でご議論いただいて、新しい社会資源を作り出したり、こういう施策が必要でないかをご議論いただいて、それを計画に反映していこうと。そういう一つの例として、こういう形でのニーズ把握、課題の整理をしながら障害福祉計画を作っていこうと、県の方から市町村にご説明をしているのを挙げさせていただいております。基本的には地域課題をしっかりと整理して、計画にのせていき、実行していこうという考え方を持っているということでございます。

【松本委員】

- ・ 地域自立支援協議会には多くの部会があります。私たちの会の代表も一人入れて欲しいと希望を出しているのですが、ある部会ではアンケートをとって、支援をしていこうと聞いているのですが、調査というのはなかなかですね。こうして数値目標に繋げていく課題を持って行くのもなかなかだと思って聞かせていただきました。それぞれの地域自立支援協議会で、計画を立てていってくださるわけですね。それに従って、市町村の方針に沿っていけばいいんですね。

【事務局（森川課長補佐）】

- ・ 計画を立てるのはあくまでも市町村ですが、その計画を立てるに当たっての様々な具体的な提言・意見をいただく場、地域で課題をもった人が集まる場が地域自立支援協議会です。そこで議論いただいたことを、障害福祉計画に反映していこうと、県の方から市町村に説明しているわけです。ただ、自立支援協議会が立ち上がって2年経つわけですが、なかなか目指すところの自立支援協議会になっていないというのが正直なところかと思います。これについて県としては、色々な具体例や、あるいは国の方からはマニュアルを示しておりますし、また今後は圏域ワーキング会議等様々な機会を通じて、本来の地域自立支援協議会の役割とはこういうものだ、ということを、今後も引き続き市町村に説明していき、本来の意味での自立支援協議会になっていきたいと思っております。

【阪口委員】

- ・ 本人のニーズというところですが、知的の場合であると本人ではなくて親のニーズになってしまうのは、親自身も反省しなくてはならないところだと思います。地域移行の中で本人達がどこに住みたいのかということを、本当に聞いているんだろうか？親として、支援者の一人として感じるところです。特に育成会の中に本人の会サンメイトに100人ほどおられますが、まだまだ本人さん達が自分の意見を言えるだけの力がついていません。知的の人の本人ニーズをどう考えるのかについて、例えば、高等養護の本人たちに障害者自立支援法を説明して調査をされるとか、今後されてはどうでしょうか？育成会の場合はどちらかというと養護学校を卒業した方が占める割合が多いので、育成会でそういう調査をしようとしても、どうしても親の意見が重視されるのではないかと思うところです。今後の課題ということで、知的障害の人が本当に何を思っているのかを調べるということは、県と共に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【事務局（森川課長補佐）】

- ・ 支援者として一番大事なことは、本人が本当に何を思っているのかというのを聞き取ること、聞き取るスキルというのは非常に重要かと思います。今、阪口委員がおっしゃったように、親のニーズではなく、本当に障害のある方が何を思っているのかを聞き取るというのは、相談支援事業所の本来の業務かと思っております。今後研修等を通じて、また育成会の親御さんとも色々と相談しながら、どういう形でニーズ把握していくのかということも、研究をしていきたいと思っております。

【榊原委員】

- ・ これから新たな計画を立てていく中で、自立支援協議会の役割が大きくなっていくと思います。自立支援協議会の設置の目的の中に、今後の施策への提言というのが入ってございましたけれども、来年度から新たな障害福祉計画に入っていかなければならない時に、そこまで自

立支援協議会というものが育つのかと、大変心配しております。自立支援協議会に入るメンバーも厳選しなければ、私の所も出しておりますけれども、直接支援が堪能な方々が多いかと思いますが、大所的に見たりですとか、方向的、あるいは目的と言う形で路線を引いていく線上で見るという方々は、少ないのではないかと考えております。そのところで、現状の自立支援協議会に過剰な期待はどうかと危惧するところです。

- ・ それから奈良県の自立支援協議会の中で、私は聞いているだけでわかりませんが、相談支援を各圏域で一つにまとめていく方向性だとお聞きしています。そうすると現在やっているところから離れて、どこかへまとめていくことになる。今そこへ行っている人たちというのは、特に精神の人達は、行動力が弱いので、そこまで行けない。どうしたらいいのかと私も聞かれたことがあります。が、県の自立支援協議会の中でどのようなこと議論がされているか、私もわからない。私がわからないということは福祉の現場の人達がわからないということです。日中活動を見ても、これだけの数の人達が福祉施設を利用している訳で、その現場がこの情報がわからないので、私も聞かれても苦慮することがあります。ですから、県の協議会のあり方自体についても、どこかで透明性というんでしょうか、そしてメンバーの選任にしても、もう一度考えていただく要素はないのかと考えるところです。

【事務局（森川課長補佐）】

- ・ 県の自立支援協議会の透明性については、4月から全て公開になっております。定期的に、2か月に一度程度のペースですので、ホームページ等でその辺りの公開についてはご案内させていただいておりますし、また開催後は議事録についてもホームページで掲載をしておりますので、またご覧いただきたいと思っております。
- ・ そして今、圏域で相談支援事業所を一つにまとめるというお話がありましたが、県としては「ほっと支援戦略プラン」という名称で取り組もうと考えております。今それぞれの市町村が、2、3箇所が1つにまとまって相談支援事業を委託されている市町村もありますけれど、個々に相談支援事業を委託されています。先ほどの資料にもありますように、中にはまだ委託されていない市町村もいくつかあります。その意味で、まだまだ相談支援体制が不十分と言うことで、県としては相談支援体制を充実していくために、圏域にまとめて、それぞれの市町村が1つになって契約をして、圏域のどこか1箇所に集まって貰おうという形で、それぞれの市町村に提案をさせていただいているところです。そうすることによって、全ての市町村が相談支援事業をするということ。そして今相談支援事業所については、施設の中で働きながら相談支援をやっておられるということもあって、なかなか相談支援に専念的にされておられない部分もあるかと思いますが、1つに集まって、精神、知的、身体のそれぞれの専門の方々が毎日顔を合わせることによって、圏域の相談支援が充実するであろうという考えがあります。
- ・ 先ほど委員がおっしゃったように、相談を受けていた所が遠くに行ってしまって、相談を受けにくくなるのでは、と言う声も確かに市町村の方からも聞いております。それについては、

相談支援事業者が出向いていくとか、フットワークを軽くする等して対応を考えられるのではないかと考えておりますし、今後も相談支援事業所や、市町村等と意見を伺いながら、いかに相談支援事業を充実強化していくのか、研究していきたいと考えております。

【熊谷委員】

- ・ 奈良県障害者職業センターの熊谷と申します。2、3お尋ねをしたいことがございます。1つは自立支援法の中で、付帯決議で見直すと言われておりました障害者の範囲。先ほど奥田委員から、非開示の人のニーズ把握は難しいという話もありましたが、やはりこれから障害者の範囲をどの辺りにするかというのが国の法律等でも決められてくるかもわかりません。そんな時に、次の計画での対応策について、もしお考えのことがございましたらわかる範囲でお教えいただきたいというのが1つでございます。
- ・ それから私たちもよくわからないんですけども、程度区分認定は順調に行われているかということも、1つ教えていただきたいと思います。
- ・ それから3つめは、施設から、福祉から一般就労へということで、就労移行支援とか、色んな支援がされておりまして、これも順調に運んでいるように思うのですが、たまたま聞きますと、A型、B型、それから移行支援というのをやっている。この移行支援が、2年を経過したしそろそろやめようかというところを聞くんですが、それに対して、行政の方から適切な指導なりを考えておられるかということ、わかりましたらお教え願いたいです。

【事務局（森川課長補佐）】

- ・ 1点目の障害者の範囲については、今国の方で障害者自立支援法の抜本的な見直し作業が進められております。まだ具体的にどうこうというような考えは、ホームページ等を見ても、社会保障審議会の障害者部会の方で色んな議論をされておりますけれど、まだやっと問題定義をされて議論が始まった時期ですので、答えというのは出ておりません。県といたしましては、発達障害や、高次脳機能障害、いわゆる狭間にある障害の方の支援策については、どのようになるかはわかりませんが、障害福祉計画の中で反映していきたいと考えております。
- ・ それから区分認定が順調かという話ですが、これについては機会がある毎に多くの方からお聞きしますが、やはり市町村間によって、かなり障害程度区分の格差があると聞いております。県としてはやはりその市町村間の格差を解消していくのが県の役目かということで、認定調査員研修、審査会委員研修等、できるだけ色々な情報を提供しながら、あるいは研修の内容を工夫しながら、市町村間の格差の解消に努めているところでございます。
- ・ 3つ目に就労移行、就労継続の事業所についての指導ということでございますけれども、これについては我々も就労移行は始めたけれども、利用者の方がいなくて休業状態だという事業所も聞いておりまして、先月から就労移行事業所、あるいは就労継続A、Bを、半年間かけて全て回ろうと、監査・指導という形ではなく、今どういう風に事業を進めておられてい

るのかを、県も勉強しながら、あるいは取り組みの良い事業所があれば、その取り組み状況を他の事業所に伝えるという形で、現在まわっております。最初は比較的熱心に行っている方を中心に回り、情報を他の施設に提供して、県全体の就労移行事業、就労継続事業が適正な事業運営できるように、今後も取り組んでいきたいと思っております。

【品川委員】

- ・ 重症児を守る会の品川でございます。24 ページの療養介護の数のことでお聞きしたいんですが、平成 18 年度と平成 19 年度の実数、16、26 というのは、国立病院の筋ジス病棟が療養介護に移った人数だと思います。平成 23 年度末の 140 というのは、どうやって出されましたかと前にお伺いしましたら、各市町村から上がってきた合計数だと聞かせていただきました。そのつかみ方なんですけども、重症児施設におります 18 歳以上の人達は、今も児童の扱いをされております。障害児支援の見直しに関する検討会が 7 月 21 日で終わっていると思いますが、その後社会保障審議会にかけられまして、18 歳以上を児童と分けるということも考えられると思うんですが、この 23 年度末の 140の中には、そういった重症心身障害者の数が入っているのでしょうか、ということと、現実的には奈良県の 3 箇所の重症児施設の中には他府県の人たちもかなりいますので、その数がどうなっているのかということとを、お聞かせ願いたい。

【事務局（森川課長補佐）】

- ・ 今具体的な資料がないので、正確な回答は今できません。改めて確認をしてお知らせしたいと思います。また、26 の利用については、奈良県の利用者だけでございます。

【松本委員】

- ・ 例えば日中活動系サービスで、23 年度の数値はまた新しい数値が出てくることと思うんですが、19 年度末だと新体系への移行があってこの数字になってると思うんですが、その辺りのことはどうですか。
- ・ それともう一つは、地域移行を目指していらっしゃるが、やっぱり地域移行した場合はすごくお金がかかるがちゃんと払ってもらえるのか、というのがあります。私たち父母の会では、今、在宅も施設もどれぐらいのぐらいの月単位のサービス量で、どれぐらいの自己負担をしているのか調査をしています。途中経過ですが、自立生活を目指している人はたくさんサービス量がないと地域生活はできません。
- ・ また、市町村の地域生活支援事業で相談支援事業の目標値は入っていますが、市町村主体の移動支援や日中一時支援事業についてはふれられていません。これは地域格差は大きいので、できるなら県から市町村に指導をお願いしたい。訪問系サービスで重度訪問介護等も実務が増えているが、実のところ、特に重度包括の方は実施事業所は全くない。報酬単価がサービスに見合わない低さゆえのようですので、改善されるよう検討していただきたい。

【事務局（森川課長補佐）】

- ・ 基本的には国がいかにこういう事業にお金をつけるかということだと思っております。そして、県としては、国に対し、適切な事業運営が出来るように、あるいは地域移行がスムーズにいけるようにということで、従来から機会がある毎に国に対しては要望をして参りました。それについて、現在国においては充分認識をされて、介護報酬等の見直しについて検討されていると聞いております。
- ・ それと、23 年度の計画の数値については、今回の 2 期計画の見直し作業の中で、新たな数値になると思います。

【杉村会長】

- ・ それでは、時間があと 10 分程度しかございませんので、4 番目の議題について、まだ中間報告と言うことですので、かいつまんで説明していただきたいと思います。

【事務局（古市課長）】

- ・ 資料の 29 ページをご覧くださいと思います。中間報告の概要版となっております。この計画は 5 章からなっておりまして、5 項目を立てまして、ワーキングを 5 つ設置しまして、そこで検討した、現在の途中経過でございます。

議題 4 「奈良県庁就労支援実行計画」について

資料 7 p.29～35 「奈良県庁障害者就労支援実行計画 中間報告（概要）」

以上を用いて説明

I 障害者雇用及び実習に係るの受入れ

- ・ これまでの取り組みは、障害者雇用率は知事部局では法定雇用率を達成しておりますが、教育委員会は 19 年度現在では下回っている状況で、20 年度では上回ると聞いております。
- ・ 実習に係る受入れがございしますが、知事部局においては障害福祉課が窓口となっております。教育委員会においても教育研究所で特別支援学校の生徒を受け入れてございます。
- ・ 今後の目標として取り組む事項をページの下の方に書いてございますが、これは就労移行のためには職場実習による体験を通じた就労への意識付けが有効であると言われておりますので、さらに積極的な受入れを進めて参りたいと思います。
- ・ そして今後の取り組み目標が、20 年度はこれからということで 20 名、21 年度以降は 30 名という目標を立ててございます。

II 障害者施設等への優先発注

- ・ これまでの取り組みにつきましては、地方自治法施工例の改正によりまして、障害者施設等

からの物品購入、あるいは役務提供が随意契約で出来るようになりました。

- ・ それに伴いまして、奈良県契約規則も一部改正しました。そして、3号随意契約を締結する場合の手続を定めまして、発注の見通し・事前・事後の公表を各所属において実施することといたしております。
- ・ その実績でございますが、3号随意契約の実績は今のところございませんが、1号随意契約（160万円以下の少額の随意契約）については、洗濯業務委託など障害者施設等の契約実績がありますが、2件にとどまっている状況でございます。
- ・ 今後の取り組みとしましては、各所属及び障害者施設への情報提供を充実すると共に、事務手続きを定めて発注の実績につなげていきたいということで、具体的な取り組みとしては、障害者施設等の物品・役務の情報や各所属の発注状況について、ホームページで周知を図っていききたい。事務マニュアルの作成をして手続を簡素化したい。ということでございます。

Ⅲ 障害者雇用企業への優遇制度

- ・ これまでは土木工事等におきましては、入札参加資格審査において、障害者雇用業者に評価点の加算措置を実施しておりまして、15点加算をしておりましたが、その対象が2006社の中で34社しかないという状況です。
- ・ 一部総務部管財課、教育研究所においては、清掃業務委託契約において、障害者の就労を条件付けました。
- ・ 課題に対する改善方策の検討といたしましては、今後どういう風に取り組むかということでございます。土木工事等の、入札参加資格等の取扱いについて障害者雇用が進められるよう、業界に働きかけていくということです。他県におきましては、例えば、指名競争入札の際に障害者を多数雇用している企業を他の企業に優先して指名するなどの例がございますので、それらを踏まえて、検討していきたいと考えております。契約時における障害者就労を条件とする委託業務の拡大を図られないかを検討していきたいと思っております。
- ・ その他の優遇制度の検討につきましては、障害者が働く場の提供に係る支援についても検討していきたいと思っております。

Ⅳ 障害者施設等への技術的支援

- ・ これまでの取り組みは、県からの障害者施設等に対しての技術的支援がなされたのは2つの事例がございます。まず、商工労働部門の土鈴の開発がされました。農林業部門では、イチゴ栽培についての技術的支援がなされました。
- ・ 今後の取り組みですが、本年の6月にNPO法人の奈良県社会就労事業振興センターが発足しましたので、大量の注文に対して従来は一施設では困難であったような受注への対応ができるのではないか、ということが期待できます。
- ・ 今後は品質の向上、均一化、大量受注が対応可能となるような技術的支援を必要とする事例が、これまで以上に発生するものと考えられます。従いまして、県と振興センターが連携し

て、県の技術的支援に関する相談窓口を、常に発信・周知しておくことで、技術的支援を実施し、ニーズに対応したいと考えております。県の業務及び事業の中で、技術的支援に該当するものを、県ホームページ及び広報誌等を活用し、周知に努めて参りたいと思います。

V 県有施設及び県主催イベントにおける授産品販売機会の確保

- ・ これまで各種イベントにおいて機会の利用をお願いしていただきましたが、県庁舎屋上のリニューアル式において授産品販売を実施していただきました。また本年度より、奈良県職員互助会の運営する展示コーナーが地下1階にあります。これを無償で提供するなど、多数実施しております。
- ・ 今後ですが、こども家庭局の少子化対策室が行います「家族・地域のきずな」のイベント、それから農林部の「職と農（みのり）のフェスティバル」のイベントなど、今後ともイベントを活用して販売機会の確保をしていきたいと考えております。さらに大きなイベントに限らず、通常業務の範囲内で一般県民等が集まる行事、研修会、講習会、あるいは所属の職員を対象とした弁当やパン等の物品の販売も可能かと、検討を重ねてまいります。
- ・ この計画は本年の9月をめどに策定する予定でございますが、単年度の実行計画といたしまして、計画実行、確認、改善といった形でPDCAサイクルと言った形で、継続的に実施していきたいと考えております。

【杉村会長】

- ・ ありがとうございます。ご質問、ご意見等あろうかと思いますが、時間の関係で、事務局へ直接行っていただけたらありがたいと思います。本日は大変熱心な討議をいただき、ありがとうございました。これで協議会を終了いたします。

【事務局（森川課長補佐）】

- ・ それでは本日、皆様方、熱心なご議論ありがとうございました。先ほど課長が説明いたしました就労支援の実行計画、また皆様方のご意見等、ぜひ伺いしたいと思いますので、直接私どもの方へご連絡いただけたらと思います。本日色々ご議論、ご意見等ふまえて、今後の障害福祉の施策に反映していきたいと考えております。どうかよろしく願います。本日はどうもありがとうございました。